

# 大阪府条例指定NPO法人制度 及び 認定NPO法人制度

1

大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課  
大阪市 市民局総務部NPO法人担当

# 本日まで説明する内容

## 1. 大阪府条例指定NPO法人制度

## 2. 認定NPO法人及び 特例認定NPO法人制度

# 1. 大阪府条例指定NPO法人制度

地域で公益的な活動を行うNPO法人を条例で指定し、当該法人に対して寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除が受けられる制度です。

## 条例指定NPO法人に指定されると

条例指定NPO法人に寄附された個人の方は

**個人府民税の寄附金税額控除(4%)を受けられます！**

※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が4%であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が2%のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%となります。

条例指定されたNPO法人は

**大阪府の条例に法人の名称と所在地が記載されます！**

**寄附金が集めやすくなり、NPO法人の財政基盤の強化が期待できます！**

**法人の認知度の高まりが期待できます！**

**認定NPO法人になるための基準の一つであるPST※を満たします！**

※PST（パブリック・サポート・テスト）：広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

# 1. 大阪府条例指定NPO法人制度

## ■ 条例指定NPO法人の基準について

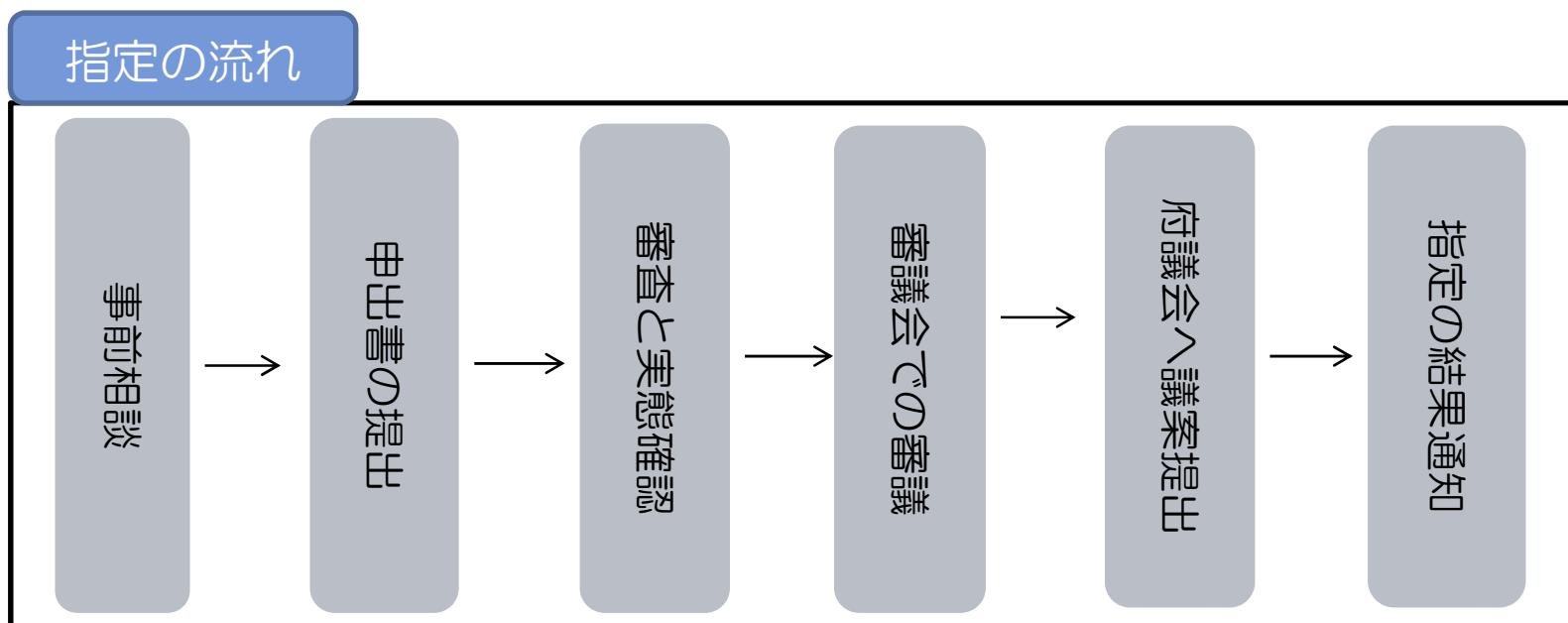
### 条例指定基準

- ü 1. 大阪府内に事務所を有していること
- ü 2. 情報発信要件  
府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報発信し、更新していること
- ü 3. 寄附金要件  
次の①又は②に該当すること  
①年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上  
②年3千円以上の寄附者が年平均50人以上
- ü 4. 協働要件  
さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること
- ü 5. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- ü 6. 運営組織及び経理が適切であること
- ü 7. 事業活動の内容が適正であること
- ü 8. 情報公開を適切に行っていること
- ü 9. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ü 10. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ü 11. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

# 1. 大阪府条例指定NPO法人制度

## ■ 条例指定手続について

条例指定にあたっては、書面審査のほか、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行います。さらに第三者機関である『大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会』を開催して審議を行います。審議の結果、基準に該当すると認められた場合は、大阪府議会に条例案を上程します。最終的に大阪府議会で条例案が可決されれば、条例で定められることとなります。



## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 趣旨①

認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）は、NPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。

以前は国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年法改正により平成24年4月1日から所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設されました。

また、同時にスタートアップ支援のため、設立後5年以内のNPO法人を対象とする、仮認定NPO法人制度も導入されました。なお、平成28年法改正により、平成29年4月1日から、仮認定NPO法人は、特例認定NPO法人という名称に改められました。

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 趣旨②

- ① 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものであるとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。  
有効期間は、5年間で更新も可能です。（ただし、申請は必要）
  
- ② 特例認定特定非営利活動法人（特例認定NPO法人）とは、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは除きます。）に適合したものであるとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。  
有効期間は3年間で、更新はできません。

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 認定NPO法人等になるメリット

- 社会的信頼が増し、組織・団体と連携しやすくなります！
- 寄附金が集めやすくなり、財政基盤を強化できます！
- 組織を強化することができます！
- 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります！
- 税の優遇が受けられます！



## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 認定NPO法人等になった場合の義務・責任

- 情報公開をより一層徹底しなければなりません
- 毎年度報告しなければならない書類が増えます
- 寄附金の管理に関する事務手続きが増えます
- 認定基準を常に意識した運営をしなければなりません

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 認定NPO法人の基準等について

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

1. パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
  - ①相対値基準・・・収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
  - ②絶対値基準・・・年3千円以上の寄附者が年平均100人以上
  - ③条例個別指定基準・・・大阪府の条例による個別指定を受けている
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適正であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

注) 特例認定NPO法人を受けるためには、上記の②～⑧と、設立の日から5年を経過しない法人であること、過去に認定または特例認定を受けたことがないことという要件が加わります。

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

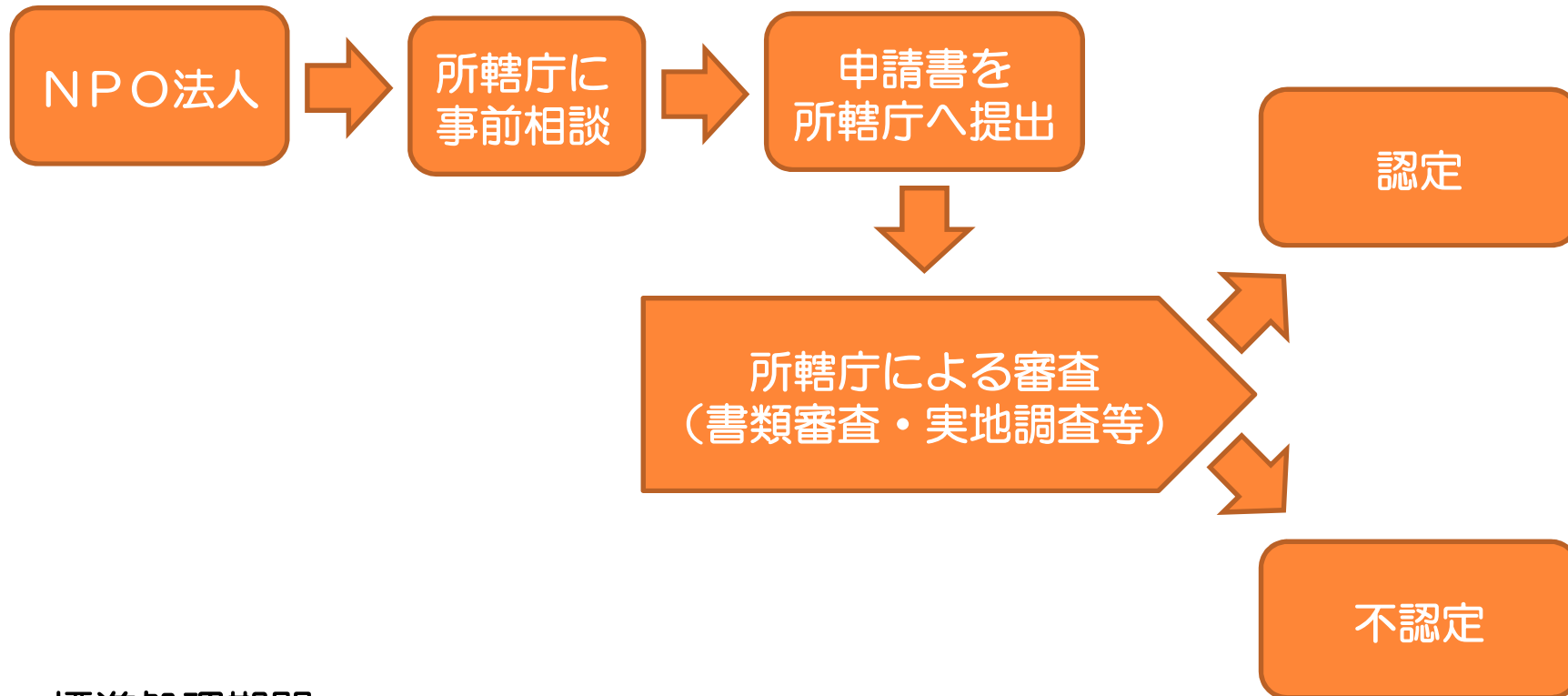
### 欠格事由

次の欠格事由のいずれにも該当してはいけません。

- NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる。
- 認定または特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない。
- 定款または事業計画書の内容等が法令に違反している。
- 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない。
- 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない。
- 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある。

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

認定等を受けるための手続き



標準処理期間

所轄庁に申請し受理をされた日から6カ月

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 法人数

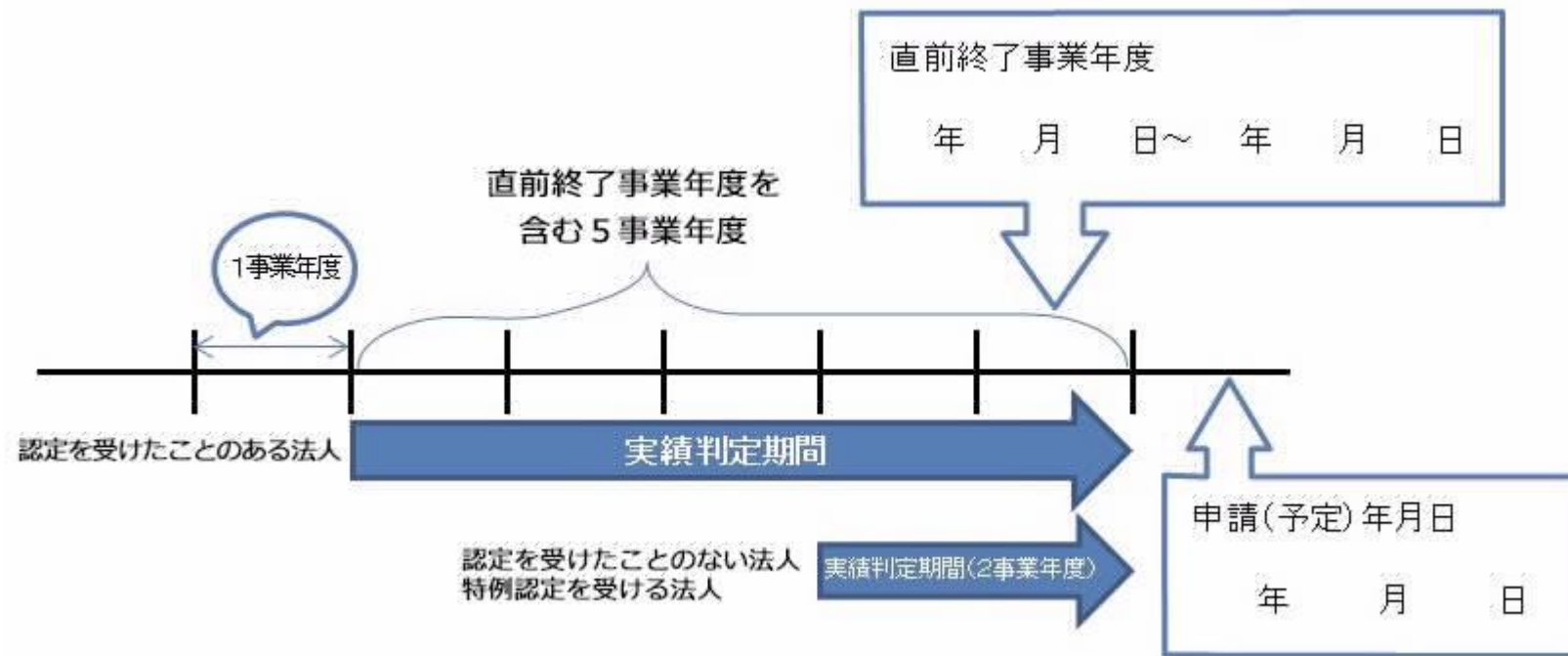
所轄庁	法人数	内数	
		認定NPO法人	特例認定NPO法人
大阪府	1,784	11	0
大阪市	1,439	40	3
堺市	266	1	0
全国	51,439	1,092	33

令和元年11月末日現在

## 2. 認定NPO法人及び特例認定NPO法人制度

### 実績判定期間

認定・特例認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間。



**ご清聴、ありがとうございました**